務000110年(令和15年3月末まで保存)(令和15年3月末まで有効)交規第1号令和4年4月1日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

交通規制及び交通安全施設管理運用要領の制定について

この度、交通規制及び交通安全施設の適正な管理運用を図るため、交通規制及び 交通安全施設管理運用要領を別添のとおり制定し、令和4年4月1日から施行する こととしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、本要領の制定に伴い、「「交通規制管理要領」の制定について」(平成24年3月19日付け青警本交規第204号)、「「道路標識及び道路標示管理要領」の制定について」(平成24年3月19日付け青警本交規第205号)及び「警察署長等の行う交通規制について」(平成24年2月28日付け青警本交規第154号)は廃止する。

担当 交通規制課 規制第一係 安全施設係

#### 交通規制及び交通安全施設管理要領

#### 第1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号。以下「法」という。)の規定に基づき、交通規制の実施に関する事務を適正かつ効率的に行うとともに、交通安全施設の適正な維持及び運用を図ることを目的とする。

2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 警察署等

警察署及び高速道路交通警察隊(以下「高速道路交通警察隊」という。) をいう。

(2) 警察署長等

警察署等の長をいう。

(3) 管内

警察署の管轄区域内(高速自動車国道及び自動車専用道路(以下「高速自動車国道等」という。)を除く。)及び高速道路交通警察隊が管轄する高速自動車国道等をいう。

(4) 交通安全施設等

道路標識、道路標示、信号機、交通管制施設をいう。

(5) 交通規制管理システム

法第4条の規定に基づき、公安委員会が意思決定を行った交通規制の内容 に係る情報や、公安委員会が設置する交通安全施設等に関する情報を管理し、 交通規制上申、道路標識工事及び道路標示工事発注に係る情報を登録・出力 するシステムをいう。

## 第2 交通規制

- 1 公安委員会の行う交通規制
  - (1) 交通規制課長の事務手続き

### ア調査

交通規制課長は、交通規制の実施に際し、現場調査や資料の収集を行う ほか、必要に応じて関係警察署長等に対して追加調査を指示すること。

# イ 審査

交通規制課長は、警察署長等から上申された交通規制について、必要性、 妥当性、予測される効果について総合的に検討するとともに、必要に応じ て現場調査や関係者からの意見聴取を行うなど、交通規制の要否、範囲等 を審査すること。

# ウ 交通規制の実施

交通規制課長は、調査又は審査の結果、交通規制を実施する必要がある と認めたときは、公安委員会の交通規制を実施する手続きを行うこと。

# エ 交通規制台帳への登載

交通規制課長は、交通規制を実施する決定を行った場合は、速やかに交通規制台帳に登載すること。

#### 才 通知

交通規制課長は、交通規制を実施する決定を行った場合は、警察署長等に対し通知するとともに、必要に応じ、適切な広報を行うこと。

(2) 警察署長等の事務手続き

#### ア上申

警察署長等は、管内において公安委員会の交通規制の新設、変更又は廃止の必要を認めたときは、「交通規制管理システム運用要領の制定について」(令和4年4月1日交規第2号)に基づき、交通規制管理システムにより、交通規制課長を経て警察本部長(以下「本部長」という。)に上申すること。

#### イ 調査

警察署長等は、交通規制を上申しようとするときは、道路及び交通の状況、交通事故の発生状況、その他必要な事項について調査をすること。

# ウ 意見調整

警察署長等は、交通規制を上申しようとするときは、事前に道路管理者 や町内会等関係団体と意見調整を行うこと。

エ 交通規制台帳の管理

警察署長等は、管内の交通規制台帳を管理し、交通規制課長からの変更 通知に合わせ、整理すること。

(3) 文書の保存年限

交通規制課長が管理する交通規制原議書並びに交通規制課長及び警察署長等が管理する交通規制台帳の保存年限は無期限とすること。

- 2 警察署長等の行う規制
  - (1) 警察署長等の行う交通規制の根拠規定
    - ア 警察署長の行う交通規制
      - (ア) 法第5条第1項
    - (イ) 青森県道路交通規則(平成10年9月30日公安委員会規則第7号)第5条 イ 高速道路交通警察隊長の行う交通規制
      - (ア) 法第114条の3
      - (イ) 青森県道路交通規則第6条
  - (2) 警察署長等の行う交通規制の種別等

警察署長等は、道路交通法施行令(昭和35年10月11日政令第270号)第3条の 2に規定する

- ア 通行禁止(法第8条第1項)
- イ 歩行者用道路(法第9条)
- ウ 歩行者横断禁止(法第13条第2項)
- 工 最高速度(法第22条)

- オ 車両横断禁止・転回禁止(法第25条の2第2項)
- カ 追越し禁止(法第30条)
- キ 徐行(法第42条)
- ク 一時停止(法第43条)
- ケ 駐停車禁止(法第44条第1項)
- コ 駐車禁止(法第45条第1項又は第2項)
- サ 高齢運転者等標章自動車停車可又は駐車可(法第45条の2第1項)
- シ 停車可又は駐車可(法第46条)
- ス 停車又は駐車の方法の指定(法第48条)

について、適用期間が1か月を超えない(連続して1か月以内)範囲で交通 規制を行うことができる。

なお、警察署長等が行うことができる交通規制は、公安委員会の交通規制 が行われていない場合、又は公安委員会の交通規制が行われている場合に更 に異なる交通規制を行う場合に限られ、公安委員会が行った交通規制を警察 署長等が解除することはできないことに留意すること。

### (3) 実施上の留意事項

ア 交通規制の期間が1か月を超える場合

交通規制の期間が1か月を超える場合は、更新は行わないこととし、期間が1か月を超えることが予想される場合は、公安委員会による交通規制を上申すること。

イ 交通規制が複数の警察署等にわたる場合

交通規制が複数の警察署等の管内にわたる場合の意思決定については、 警察署等ごとに行い、道路標識の設置及び撤去の日時が異なることのない よう、関係する警察署等と十分協議をすること。

ウ 道路管理者への意見照会

法第110条の2第3項の規定に基づく道路管理者への意見照会は、事前に「道路交通法に基づく意見照会について」(別記様式第1号)を用いて行うこと。ただし、連絡会議等により事前の協議がなされ照会の必要がないときは、照会手続きを省略することができるものとし、その旨を「警察署(隊)長権限による交通規制の実施について」(別記様式第2号)に記載すること。

エ 道路管理者への意見照会ができない場合の通知

警察署長等による交通規制を行う場合において、急を要し、道路管理者へ文書による照会手続きを取るいとまのない場合は、交通規制の実施後、 速やかに当該道路管理者へ通知すること。

なお、事前の文書照会ができない場合であっても可能な限り、事前に電 話協議等を行うこと。

#### オ 交通規制終了後の措置

交通規制終了後、当該交通規制に係る道路標識を放置した場合、交通取締りや交通事故捜査等に重大な支障を与えることになるので、速やかに撤

去すること。

# (4) 事前相談

新規又は特異な交通規制を実施する場合は、事前にその内容を交通規制課 に報告し、規制内容、区間、時間等について相談すること。

## (5) 報告

警察署長等による交通規制を実施するに当たっては、規制開始7日前までに、下記の書面により交通規制課を経て警察本部長に報告すること。また、急を要する場合は、事前に電話連絡の上、電子データで報告すること。ただし、高速道路交通警察隊長が行う可変標識による交通規制は、報告を要しない。

- ア 警察署 (隊) 長権限による交通規制の実施について (別記様式第2号)
- イ 交通規制意思決定書(別記様式第3-1号又は第3-2号)
- ウ 交通規制の区間又は地点及び標識設置状況を記載した図面
- エ 意見照会に対する道路管理者からの回答書(様式は問わない。)の写し 又は特定の交通規制の実施に当たり、第2の2(3)ウに係る必要な行政手続き(意見照会した事実)を履行したことを担保しておく書類の写し
- オ その他必要な書類

交通規制を行うに至った経緯、必要性に関する書類(道路使用許可証、 会議録等の写し等)

#### (6) 文書の保存年限

ア 1年保存とする文書

警察署等の管内において、慣習的に警察署長等による交通規制を実施している小規模な宵宮、夏祭り等の祭礼、イベント等に係る交通規制原議書イ 5年保存とする文書

新規又は大規模な交通対策を伴う祭礼、イベント等に係る交通規制原議書第3 道路標識及び道路標示の設置及び管理

#### 1 基本方針

道路標識及び道路標示(以下「道路標識等」という。)の設置に当たっては、 交通規制の実効が上がるよう歩行者又は車両が、その前方から見えやすいよう に設置し、更新、補修、障害物の除去等の維持管理を適正に行い、常に良好な 状態を保つこと。

#### 2 管理体制

#### (1) 総括管理責任者

ア警察本部に総括管理責任者を置き、交通規制課長をもって充てること。

- イ 総括管理責任者は、道路標識等の設置、維持管理を行うとともに、警察 署等における維持管理及び運用について管理責任者を指導すること。
- (2) 管理責任者
  - ア 警察署等に管理責任者を置き、警察署長等をもって充てること。
  - イ 管理責任者は総括管理責任者の指導を受け、警察署等の管内に設置した 道路標識等の維持管理を行うこと。

# (3) 運用責任者

- ア 交通規制課及び警察署等に、運用責任者を置き、交通規制課にあっては 課長補佐、高速道路交通警察隊副隊長及び分駐隊長、警察署にあっては、 交通課長(二課制の所属にあっては交通官)をもって充てること。
- イ 運用責任者は、総括管理責任者及び管理責任者を補佐し、道路標識等が 常に良好な状態に保つこと。
- 3 システム管理

道路標識等は、交通規制管理システムにより電子データで登録管理すること。

- 4 点検の種別と点検項目
  - (1) 点検の種別
    - ア 常時点検

警察職員が日常の警察活動を通じて行う点検

イ 定期点検

総括管理責任者が別に定める時期に行う点検

ウ 特別点検

地震、風水害、豪雪等の災害が発生し、総括管理責任者又は管理責任者 が特に必要があると認めたときに行う点検

(2) 点検項目

点検に当たっては、別紙「道路標識・道路標示の点検項目」により点検すること。

- 5 工事
  - (1) 総括管理責任者の事務手続き
    - ア 総括管理責任者は、道路標識等の点検結果に基づき、更新又は補修の可否を判断すること。
    - イ 総括管理責任者は、道路標識等の工事が必要と認めたときは、別に定める工事仕様書に基づき工事を行うこと。

この際、総括管理責任者は、管理責任者に対し、工事に必要な各種手続きについて指示すること。

(2) 管理責任者の事務手続き

管理責任者は、新規、変更及び廃止に係る道路標識等の工事が必要と認めたときは、第2の1(2)アによる交通規制の上申のほか、総括管理責任者を経て本部長に当該工事に係る上申を行うこと。

#### 第4 信号機の管理

信号機の管理は、「信号機管理要綱」(平成12年8月22日付け青警本交規第595号)に基づき行うこと。

区分	点 検 事 項
道路標識	○ 交通規制の内容又は表示内容が複雑になっていないか a 用見内容をが理解できるか 規制しているを受けないか c 本板板の内容を受けないか e 表示誤離 3 の で 3 の
道路標示	○ 道路標示と道路標識の表示内容が一致しているか ○ 必要以上に法定外表示等を多用されていないか ○ 植栽、道路占用物等により視認性が阻害されていないか ○ 停止線の設置位置が適切か ○ 摩耗等により見えにくくなっていないか ○ その他表示内容又は設置方法等に検討を要しないか

 第
 号

 年
 月

 日

殿

警察署長

道路交通法に基づく意見照会について

のため、下記のとおり貴職管理に係る道路について、 交通規制を実施するので、道路交通法第110条の2第3項の規定に基づき意見照会します。

交通規制の種別	道路名	場所又は区間	距離(m)	対象車両	期間及び時間



青森県警察本部長殿

警察署(隊)長

警察署(隊)長権限による交通規制の実施について

標記について、下記のとおり、警察署(隊)長権限による交通規制を実施するので報告する。

記

- 1 交通規制の必要性
- 2 道路管理者への意見照会結果
- 3 その他参考事項
- 4 添付資料

【担当】 警察署

交通課 (警電 - )

# 交通規制意思決定書

道路交通法(昭和35年法律第105号)第5条第1項に基づき、青森県道路交通規則(平成10年9月30日青森県公安委員会規則)第7号第5条により、別表のとおり交通規制を実施する。

年 月 日

警察署長

別表

交通規制の種別	道路名	場所又は区間	距離(m)	対象車両	期間及び時間

# 交通規制意思決定書

道路交通法(昭和35年法律第105号)第114条の3に基づき、青森県道路交通規則(平成10年9月30日青森県公安委員会規則)第7号第6条により、別表のとおり交通規制を実施する。

年 月 日

高速道路交通警察隊長

別表

交通規制の種別	道路名	場所又は区間	距離(m)	対象車両	期間及び時間